

## 平成20年度 行政監査結果(指摘)に基づく措置状況等の報告

1 監査の種類	行政監査
2 行政監査のテーマ	公の施設に係る指定管理者制度について
2 監査対象	トーエネックグループ (施設名:四日市ドーム) (所管:教育委員会スポーツ課)
3 監査実施期間	平成21年2月3日
4 監査結果報告	平成21年3月31日

### 監査の結果(指摘事項)

### 措置(具体的内容)・対応状況

#### 【トーエネックグループ】

<p>(1)指定管理者の経理事務について 指定管理料の経理事務は共同企業体の代表企業が行うこととなっているが、指定管理料・利用料金等は独立会計とせず、代表企業の会計で一括経理され、別会計として区分されていなかった。加えて、出納関連証拠書類が一部提出されず、経理内容を確認できない状況にあった。指定管理者の形態が共同企業体であるので、共同企業体としての会計・経理を行い、出納関連証拠書類についても四日市ドームで保管し、必要時に確認できるようにすること。【是正改善事項】</p>	<p>【検討中】 平成21年 6月30日 当該施設への指定管理者制度導入の際、募集要項、基本協定等で指定管理業務に係る経費及び収入を別会計として経理処理すべきことを明示していないため、現在の指定管理者に対し、年度途中から経理処理方法の変更を求めることは困難であります。そのため、平成22年度の指定管理者の更新に際し、指摘された事項について募集要項及び基本協定書に反映させることとします。 (募集要項の配布開始:7月14日予定)</p>
<p>(2)自主事業に係る収支報告について 自主事業に係る収支報告書の管理諸経費の内容が不明確であるので、証拠書類を備えた明確なものとする。また、参加料を得て行う自主事業に係る施設利用料が免除されているが、四日市ドーム管理規則第10条第3項の手続きがとられていない。自主事業を実施する場合の施設利用料については、免除の是非を含め協定書により明確にするか、その都度教育委員会へ協議するよう改めること。【是正改善事項】</p>	<p>【検討中】 平成21年 6月30日 平成20年度業務実施状況のモニタリングの際、自主事業の実施状況も詳細に確認し、管理諸経費の内容について、その支出の根拠を明らかにする書類を備えるよう指定管理者を指導することとしました。また、施設利用料の免除については、当該施設の指定管理が、いわゆる利用料金制を導入していることから、自主事業に係る施設等利用料については、指定管理者の事務負担の軽減を図る観点から収入と支出を相殺することとしております。しかしながら、協定書等で明確になっていないことから、平成22年度の指定管理者の更新に併せ、基本協定書により明確に規定します。</p>

#### 【教育委員会 スポーツ課】

<p>(1)修繕費等の経費の負担区分について 修繕費等の経費の負担区分については、指定管理者選定の募集要項で定められており、基本協定書においても「募集要項による」と記載されている。負担区分をより明確にするため基本協定書の中で明記するよう改めること。【是正改善事項】</p>	<p>【検討中】 平成21年 6月30日 平成22年度の指定管理者の更新に併せ、基本協定書(管理業務仕様書)に明記します。 (平成21年度に指定管理者の更新を行った四日市市運動施設の指定管理においても同様に明記しました。)</p>
--	---

## 平成20年度 行政監査結果(所見)に基づく措置状況等の報告

1 監査の種類	行政監査
2 行政監査のテーマ	公の施設に係る指定管理者制度について
2 監査対象	トーエネックグループ〔施設名:四日市ドーム〕 (所管:教育委員会スポーツ課)
3 監査実施期間	平成21年2月3日
4 監査結果報告	平成21年3月31日

### 監査の結果(所見)

### 措置(具体的内容)・対応状況

#### 【トーエネックグループ】

<p>(1)事業計画について ア 毎年度提出が義務づけられている事業計画書は、指定管理者を選定する際のプレゼンテーションに使用されたものがそのまま提出されている。運営管理は協定書に基づき実行されているが、限られた受託期間の中で選定時の提案内容に沿い、一歩進んだ施設の運営・管理を実行するため、年度毎の事業計画の作成を行うこと。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成21年 9月30日 当グループによる指定管理期間は今年度末で満了となるため、現在、次期指定管理者の指定を受けるべく申請を行っているところです。平成22年度以降も指定管理者として指定を受けた場合は、応募提案書の事業計画書とは別に年度毎のより具体的な事業計画書を四日市市教育委員会の指示に従い、提出いたします。</p>
<p>イ 指定管理業務の運営方針の1つに「市民の健康増進に寄与」とあるが、実施事業の中にはそれに該当する事業はなされていない。市保健所が行う健康増進事業とタイアップした事業を展開するなど、今後の事業の中で検討するよう要望する。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成21年 9月30日 現在実施している「エアロビクス」等の運動教室も市民の皆様の健康増進に繋がる事業であると考えます。また、次期指定管理者に指定された場合は、新たな自主事業として「中高年ヘルシーアップ体操」(Quality Of Life(生活の質)の向上を目指し、体力の向上を図る教室事業)など、健康増進に資する新規教室を開催いたします。今後とも、より健康増進に資する事業を検討、企画してまいります。</p>

#### 【教育委員会 スポーツ課】

<p>(1)指定管理料の算定等について ア 平成19年度決算状況を見ると、予算と実績が大きく乖離しているものが見受けられ、当初の積算が妥当であったかどうかと思われる点がある。より現実性のある予算を算定するよう指導するとともに、実績に対して的確な評価をして、今後の指定管理者選定に生かすよう努力すること。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成21年 9月30日 指定管理の初年度ということもあり、結果としてやや予算の積算に妥当性を欠くものがあったと考えます。今後は、実績を踏まえた現実性のある予算算定を行うよう指導します。</p>
---	--

<p>イ 直営から指定管理者制度に移行することにより、業務の効率化などによるコスト削減が期待されているが、指定管理者そのものを管理するコストの発生や技術・技能の流出、コントロール力の弱体化など課題が多く、それらに留意して取組まれたい。また、人件費や事業費の削減の取組みや労働条件の改善、サービス向上への取組みについてサポートされたい。さらにサービスの維持・向上に必要となる職員の専門性や技術力が蓄積、確保できるよう適正な指定管理期間や指定管理料の算定等にも努力すること。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成21年 9月30日 月次事業報告書のチェック、指定管理者モニタリングや毎月実施している調整会議などを通じて、業務の履行状況の確認や意思の疎通を図り、適正な管理がなされるよう取り組んでいます。人事異動等による専門的知識や経験に裏付けられた技能の流出については、職場外研修の受講や関係書籍の読破、職員の自己研鑽により組織の弱体化防止に取り組めます。また、現在の指定期間(3年間)が今年度末で満了することから、次期指定管理者の指定については、より民間事業主体のノウハウの発揮や雇用の安定の確保、職員の専門性や技術力の蓄積等ができるよう指定期間を5年間としました。また、指定管理料の算定については、実績に基づいた余剰金相当額を全額削減するのではなく、指定管理者の経営努力により適正な利益が確保できることを目標に算定を行います。</p>
<p>(2)施設の管理、運営について 指定管理者が施設の管理運営を行うことで、担当課の職員は施設の実情を十分に把握できず、また、職員の異動等により施設の課題、問題点及び市民ニーズの把握が困難となり、事業報告書などによる書類上の確認にとどまってしまうことが懸念される。履行確認マニュアルを作成するとともに、施設と担当課、担当課内及び関係部局間のコミュニケーションを図り、事故防止や施設利用効率を上げ、サービスの充実に努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成21年 9月30日 指定管理制度導入後も施設の実情把握の重要性は十分認識しており、施設の改修や一定金額以上の修繕は市の責任で実施することになっていることから、日ごろから施設に出向き実情把握に努めています。また、施設の課題や市民ニーズについては、利用者協議会の設置や指定管理者によるアンケートなどで把握に努めています。今後、職員の異動等による行政側の管理能力低下が懸念されるなか、施設の利用効率の向上や市民サービスの充実に図るためには、各種マニュアルの作成や指定管理に係る事務の一元化など全庁的な取り組みが必要と考えます。</p>
<p>(3)指定管理者に対する指導監督について 毎月1～2回、月次の事業報告や指導、監督のため調整会議を開催しているが、業務が多岐にわたっているため、市が要求したサービスの水準が保たれているか、安全性は確保されているか、日常の施設管理、物品管理、金銭管理など、管理単位ごとに担当者のチェック項目を設定し、上司が必ず定期的に検査、牽制するシステムをつくり、より強固で効果的な指導監督に努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成21年 9月30日 「指定管理者モニタリングマニュアル」に従って管理運営状況等のチェックを実施しています。具体的には、指定管理者からの月次事業報告書の提出を受けて、毎月の調整会議において業務の実施状況を点検し、その都度必要な指示を行っています。また、年次事業報告書に基づき実施しているモニタリングにおいては、管理業務仕様書等に規定した内容の履行状況を確認のうえ、必要な是正、改善の指示を行っています。</p>